■EU指令 EMC(2014/30/EU)、LV(2014/35/EU)及びRE(2014/53/EU)の説明書(instructions)に係る条文の比較

上記指令は、NLFに対応しているので基本的な要求は同じである。それに加えてそのれぞれの指令の機器特有の要求がある。 詳細は次の表を参説明書の具体的な内容については、基本要求事項の適合推定に適用した整合規格(例えば、IEC 61010-1:2010 5.4 文書)要求事項を満足する必要がある。尚、取扱説明書の具体的な作成方法は、IEC 82079-1:2012 (LINK To IEC 82079) を参照のこと。

指令	EMC(2014/30/EU)	LV(2014/35/EU)	RE(2014/53/EU)
取扱説明書	第7条 製造業者の義務 7. 製造業者は、この装置に①**消費者及びその他のエンドユーザが容易に理解でき**②**関係加盟国が決定した言語による説明書及び第18条に記載の情報**を必ず添付しなければならない。この③**説明書及び情報、並びに他に貼付されるラベルは、はっきりしたもので、理解可能で、明瞭**なものでなければならない。 *第18条 ④**装置の使用に関する情報** 1.装置は、使用に供された時に附属書Iの第1項に規定される基本要求事項に適合していることを確保するため、⑤**装置を組立てる、設置する、保守する又は使用する際に取らなければならない具体的な事前注意事項**について情報を添付しなければならない。 2.附属書Iの第1項に規定されている基本要求への適合が居住地域で確保されていない装置は、その⑥**使用上の制限に関する明確な表示を装置に、必要に応じて梱包材にも添付**しなければならない。 3.装置を意図した目的に従い⑦**使用可能にするために要求される情報**は、装置に添付する説明書に含めなければならない。	第6条 製造業者の義務 7. 製造業者は、この電気機器に消費者及びその①**他のエンドユーザが容易に理解でき**②**関係加盟国が決定した言語による説明書及び安全情報**を必ず添付しなければならない。この③**説明書及び安全情報、並びに他に貼付されるラベルは、はっきりしたもので、理解可能で、明瞭**なものでなければならない。	第10条 製造業者の義務 8. 製造業者は、この無線機器に①**消費者及びその他のエンドユーザが容易に理解でき**②**関係加盟国が決定した言語による説明書及び安全情報**を必ず添付しなければならない。説明書は、⑧**意図した使用に従う無線機器を使用するために要求する情報**を含めなければならない。適用できるならば、このような情報は、無線機器を意図したように動作することを許す、⑨**ソフトウエアを含むアクセサリ及び部品の記述**を含まなければならない。この③**取扱説明書及び安全情報、並びに他に貼付されるラベルは、はっきりしたもので、理解可能で、明瞭**なものでなければならない。 ⑩**故意に電波を放射する機器**には、次の情報も含まなければならない。 (a) 無線機器が動作する**周波数範囲** (b) 無線機器が動作する周波数範囲内で放射する**最大無線周波数電力**
	Article 7 Obigations of manufacturers 7. Manufacturers shall ensure that the apparatus is accompanied by instructions and the information referred to in Article 18 in a language which can be easily understood by consumers and other end-users, as determined by the Member State concerned. Such instructions and information, as well as any labelling, shall be clear, understandable and intelligible.	Article 6 Obigations of manufacturers 7. Manufacturers shall ensure that the electrical equipment is accompanied by instructions and safety information in a language which can be easily understood by consumers and other end-users, as determined by the Member State concerned. Such instructions and safety information, as well as any labelling, shall be clear, understandable and intelligible.	Article 10 Obigations of manufacturers 8. Manufacturers shall ensure that the radio equipment is accompanied by instructions and safety information in a language which can be easily understood by consumers and other end-users, as determined by the Member State concerned. Instructions shall include the information required to use sadio equipment in accordance with its intended use. Such instructions shall include, where applicable, a description of accessories and components, including software, which allow the radio equipment to operate as intended. Such instructions and safety information, as well as any labelling, shall be clear, understandable and intelligible. The following information shall also be included in the case of radio equipment intentionally emitting radio waves: (a) frequency band(s) in which the radio equipment operates; (b) maximum radio-frequency power transmitted in the frequency band(s) in which the radio equipment operates.

No.	EU指令の要求 EMC(2014/30/EU), LV(2014/35/EU), RE(2014/53/EU)	IEC 82079-1:2012 (関連性のある主な項番)		その他
①	消費者及びその他のエンドユーザが容易に理解	4.7　使用説明の性質に対する考慮	6. 使用説明の表示	
②	関係加盟国が決定した言語による説明書及び第18条に記載の情報	4.8.3　言語		NLF要求
③	説明書及び情報、並びに他に貼付されるラベルは、はっきりしたもので、理解可能で、明瞭	6.1 分かりやすさ	6.4 安全標識を含む図記号	
④	装置の使用に関する情報	4.4　ターゲットグループ	4.7 使用説明の性質に関する考慮	
⑤	装置を組立てる、設置する、保守する又は使用する際に取らなければならない具体的な事前注意事項	5.5 安全に関する情報	5.8 製品の使用準備	
⑥	使用上の制限に関する明確な表示を装置に、必要に応じて梱包材にも添付	4.3 リスクの最小化	4.8.2　ターゲットグループのニーズの考慮	
⑦	使用可能にするために要求される情報	5.9　製品の運転	5.15 使用説明の構成	
⑧	意図した使用に従う無線機器を使用するために要求する情報	4.5 特別な注意事項	5.6 製品コンプライアンス	
⑨	ソフトウエアを含むアクセサリ及び部品の記述	4.7.6 電子ガイダンスシステム	6.7 電子媒体の使用	
⑩	故意に電波を放射する機器の無線機器が動作する周波数範囲/最大無線周波数電力	Annex B　Table B.1 2. 製品の技術仕様及び残留ハザード		各国法規